

空家の活用・改善等で利用できる各種支援制度等の一覧

横浜市には空家の活用・改善等で利用できる支援制度等があります。

適用条件や補助金額等の制度の詳細は、各申請先までお問合せ下さい。

<活用>

内容	事業名	概要	窓口
空家活用のマッチング	空家活用のマッチング制度（空家等の所有者向け）	空家・空地の所有者と、地域活動の拠点を探している団体や事業者との対話の場の設定をします。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/akiyamatching.html	空家の総合案内窓口（住みいるイン） TEL045-451-7762
	空家活用のマッチング制度（活動団体等向け）		横浜市民民協働推進センター TEL045-671-4732
専門家の派遣	空家活用の専門相談員派遣事業	本市と空家等対策の協定を締結した専門家団体と連携し、専門的な知識を持った相談員を無料で派遣します。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/akiyahaken.html	建築局住宅政策課 TEL045-671-4121
空家の改修	空家の改修等補助金（地域貢献型）	「地域活性化に貢献する施設（子育て支援施設、高齢者支援施設、コワーキングスペース等）」の設置促進を目的として、空家の改修費用及び耐震改修費用を補助します。 補助上限額：改修費用：100万円 耐震改修費用：150万円 （それぞれ対象経費の1/2） https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/akiyatiikikoken.html	
		空家の改修等補助金（子育て住まい型）	「子育てしやすい良質な住まい」へ空家の改修を促進し、空家の利活用、及び子育て世帯等の流入による地域の活性化・まちの魅力向上を目的として、空家の改修費用及び耐震改修費用を補助します。 補助上限額：改修費用：100万円 耐震改修費用：150万円 （それぞれ対象経費の1/2） https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/akiyakosodate.html

<売却>

内容	事業名	概要	申請先
相続空家の売却	空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除（税控除）	相続した空家（敷地を含む）又は取り壊し後の敷地をおおむね3年以内に譲渡した場合、税務署への申告により、譲渡所得から最大3,000万円の特別控除を受けられる可能性があります。 相続直前まで当該家屋に被相続人が一人で居住していたこと、令和5年12月31日までに譲渡すること等の要件があります。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/zeikoujo.html	建築局住宅政策課 TEL 045-671-4121

<除却・改善>

内容	事業名	概要※1	申請先
建築物の除却	住宅除却補助事業	<p>昭和56年5月末以前に建築確認を得て着工され、本市の耐震診断の結果、耐震性が低いと判定された2階建て以下の木造住宅（在来軸組工法）に対して、除却工事に要する費用を補助します。（令和5年度から長屋、共同住宅の「空家・貸家」については、倒壊のおそれがある空家と判定されたものを除き補助対象外になります。）</p> <p>補助上限額：課税世帯：20万円 非課税世帯：40万円 （床面積、見積金額による補助額設定あり）</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/taishin/hojokinshienseido/mokutai/jyuutakuijyokuyaku.html</p>	<p>建築局建築防災課 耐震事業担当 TEL 045-671-2943</p>
	建築物不燃化推進事業※2	<p>昭和56年5月末以前の建築物又は耐用年数（木造22年、鉄骨造34年、RC造47年）を経過した建築物に対して、除却工事に要する費用を補助します。</p> <p>補助上限額：150万円 （床面積、見積金額による補助額設定あり）</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/hojo.html</p>	<p>都市整備局 防災まちづくり推進課 TEL 045-671-3595</p>
ブロック塀等の除却・改善	ブロック塀等改善事業※3	<p>地震によるブロック塀等の倒壊を防止し、歩行者の安全性を確保するため、道路等に面する高さ1m以上で倒壊の恐れのある危険なブロック塀等の除却、除却とセットで行う軽量フェンス等の新設工事に要する費用を補助します。</p> <p>補助上限額：10m未満 30万円 10m～20m未満 40万円 20m以上 50万円 （除却・新設長さ、見積金額による補助額設定あり）</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/blockbei/blockbei.html</p>	<p>建築局建築防災課 TEL 045-671-2930</p>

※1 その他要件があります。

※2 地震火災対策における重点対策地域（神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部地域）および対策地域の一部（鶴見区、神奈川区、南区、磯子区、金沢区の一部地域）内の建築物に限る。

※3 ブロック塀等が狭あい道路に面する場合、上記に記載の補助制度ではなく、狭あい道路拡幅整備事業の協議対象となる可能性があります。

<空家の跡地活用>

内容	事業名	概要	申請先
空家・空地の活用	身近なまちの防災施設整備事業（防災広場整備）※4	<p>老朽建築物を解体し、空地を地域コミュニティの場、かつ、まちの防災性を高める空間（防災広場）として整備する自治会町内会等に対し、解体工事費と広場整備費を補助します。</p> <p>補助上限額：解体工事費 300万円（建物所有者） 広場整備費 150万円（自治会町内会等） （エリアによって上限が異なります。）</p> <p>また、防災広場の土地所有者は、土地を10年間無償で市に貸付することで、固定資産税が非課税となります。</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/mijika/midika.html</p>	<p>都市整備局防災まちづくり推進課 TEL045-671-3595</p>

※4 地震火災対策における対象地域（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区のそれぞれ一部地域）内の建築物に限る。